

障害者日常生活用具一覧(令和6年4月1日改正)

<介護・訓練支援用具>

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
特殊寝台 (訓練用ベッド)	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害2級以上 ・難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者 	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	159,200	8
特殊マット	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害2級以上 ・難病患者で寝たきりの状態にある者 	褥瘡の防止をできる機能を有するもの	90,000	5
失禁防水シート	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害2級以上 ・療育手帳A ・精神障害者手帳1級 ・難病患者で寝たきりの状態にある者 ※いずれも常時介護を要する者で、原則3歳以上	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	7,000	3
特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害1級 ・難病患者で自力で排尿できない者 ※いずれも常時介護を要する者で、原則3歳以上	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000	5
入浴担架	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害1級 ・難病患者で寝たきりの状態にある者 ※いずれも入浴に介助を要する者	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害2級以上 ・難病患者で寝たきりの状態にある者 ※いずれも下着交換等に介助を要する者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	25,000	5
移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害2級以上 ・難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者 ※いずれも常時介護を要する者で、原則3歳以上	者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	250,000	10

<自立生活支援用具>

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害者 ・難病患者 ※いずれも入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	5
便器	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害2級以上 ・難病患者で常時介護を要する者 ※いずれも原則3歳以上	対象者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	20,000	5
T字状・棒状の杖	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者又は難病患者で、下肢又は体幹機能に障害のある者 	歩行時に身体を支え、安定させるもの	3,150	3

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
移動・移乗支援用具	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者又は難病患者で、平衡機能若しくは下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること</p> <p>ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗</p> <p>・動作の補助、段差解消等の用具とする。(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)</p>	60,000	8
頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> 下肢又は体幹機能障害で頻繁に転倒する者 知的障害者又は精神障害者(発達障害を含む。)でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者 難病患者で発作等により頻繁に転倒する者 	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	38,000	3
特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> 上肢障害2級以上 療育手帳Aで訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 難病患者で上肢機能に障害のある者 <p>※いずれも原則3歳以上</p>	対象者又は介助者が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 難病患者 <p>※いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、単身世帯及びこれに準ずる世帯</p>	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 難病患者 <p>※いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、単身世帯及びこれに準ずる世帯</p>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8
電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害2級以上又は難病患者で同程度の視覚障害がある者(単身世帯及びこれに準ずる世帯) 療育手帳A <p>※いずれも原則18歳以上</p>	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害2級以上又は難病患者で同程度の視覚障害がある者 <p>※原則学齢児以上</p>	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	7,000	10
聴覚障害者用屋内信号装置	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害2級以上又は難病患者で同程度の聴覚障害がある者 <p>※単身世帯及びこれに準ずる世帯で、原則18歳以上</p>	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10

<在宅療養等支援用具>

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
透析液加温器	・身体障害者又は難病患者で、じん臓機能に障害があり、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
ネブライザー（吸入器）	・呼吸器機能障害又は同程度の身体障害であって、必要と認められる者 ・難病患者で呼吸器機能に障害のある者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000	5
電気式たん吸引器	・呼吸器機能障害又は同程度の身体障害であって、必要と認められる者 ・難病患者で呼吸器機能に障害のある者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400	5
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	・心臓機能障害若しくは呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められる者 ・難病患者で必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	157,500	5
人工呼吸器用自家発電機	・身体障害者又は難病患者で、在宅で人工呼吸器を装着している者	人工呼吸器用電源の充電が可能なもの ※カセットガスボンベ・ガソリン等の燃料の購入費、整備・点検費用は給付内容に含まない。	100,000	10
人工呼吸器用外部バッテリー	・身体障害者又は難病患者で、在宅で人工呼吸器を装着している者	人工呼吸器の非常用電源として使用できる外部バッテリー、ポータブル電源等（充電器及びインバータを含む。） ※同時申請の場合、基準額の範囲で複数のバッテリー給付可 ※健康保険適用となる場合は給付対象外	200,000	5
酸素ボンベ運搬車	・身体障害者又は難病患者で、在宅酸素療法を行う者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	17,000	10
視覚障害者用体温計（音声式）	・視覚障害 2 級以上又は難病患者で同程度の視覚障害がある者 ※単身世帯及びこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用し得るもの	9,000	5
視覚障害者用体重計	・視覚障害 2 級以上又は難病患者で同程度の視覚障害がある者 ※単身世帯及びこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用し得るもの	18,000	5

<情報・意思疎通支援用具>

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
携帯用会話補助装置	・身体障害者又は難病患者で、音声又は言語若しくは肢体の機能に障害があり、発声・発語に著しい障害を有する者 ※原則学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	98,800	5
情報・通信支援用具	・視覚障害者 2 級以上又は上肢障害 2 級以上若しくは難病患者で同程度の障害がある者 ※原則学齢児以上	画面音声化ソフト・画面拡大ソフト・音声機能付きソフト等のアプリケーションソフトや入力補助装置・入力支援装置等の周辺機器等	100,000	5
点字ディスプレイ	・視覚障害 2 級以上又は難病患者で同程度の視覚障害がある者 ・必要と認められる者 ※原則学齢児以上	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	6

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
点字器	・身体障害者又は難病患者で、視覚障害がある者 ※原則学齢児以上	点字を打つための用具で、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	10,700	7
点字タイプライター	・視覚障害 2 級以上又は難病患者で同程度の視覚障害がある者 ※本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。	対象者が容易に使用し得るもの	63,100	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	・視覚障害 2 級以上又は難病患者で同程度の視覚障害がある者 ※原則学齢児以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方法により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの 又は、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	85,000	6
視覚障害者用活字文書読上げ装置	・視覚障害 2 級以上又は難病患者で同程度の視覚障害がある者 ※原則学齢児以上	暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの。	115,000	6
視覚障害者用拡大・音声読書器	・身体障害者又は難病患者で、視覚障害があり、本装置により文字等を読むこと又は印刷物等の活字文書の理解が可能となるもの ※原則学齢児以上	画像入力装置により、印刷物等の情報を取り込むことで、画像及び文字をモニターに映し出すことができるもの又は音声で読み上げるもの。	207,900	8
視覚障害者用時計	・視覚障害 2 級以上又は難病患者で同程度の視覚障害がある者 ※原則学齢児以上	音声式又は触読式によるもので、対象者が容易に使用し得るもの	13,300	10
聴覚障害者用通信装置	・身体障害者又は難病患者で、聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 ※原則学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	30,000	5
聴覚障害者用情報受信装置	・身体障害者又は難病患者で、聴覚障害があり、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	88,900	6
人工喉頭	・身体障害者又は難病患者で、喉頭摘出者	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具	72,200	5
点字図書	・身体障害者又は難病患者で、視覚障害があり、主に情報の入手を点字によっている者 ※原則学齢児以上	点字により作成された図書 ※年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。また、点字新聞を年間購読する場合は、年間1タイトル、1巻として別に給付できるものとする。	点字図書 購入価格	—

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
視覚障害者用地デジ対応ラジオ	・視覚障害 2 級以上又は難病患者で同程度の視覚障害がある者 ※原則学齢児以上 ※単身世帯及びこれに準ずる世帯	テレビ音声及びAM・FM放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	29,000	6

<排せつ管理支援用具>

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
ストーマ装具（ストーマ用品及び洗腸用具）	・身体障害者又は難病患者で、ぼうこう機能又は直腸機能に障害があり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を造設した者	人工肛門や人工膀胱を造設した人が身体に装着して排泄物を溜める用具	ストーマ装具（消化器系） （月額）9,000 ※人工肛門を複数造設している場合、その数を掛けた額 ストーマ装具（尿路系） （月額）12,000 ※人工膀胱を複数造設している場合、その数を掛けた額	—
紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	3 歳以上の身体障害者又は難病患者で、次のいずれかに該当する者 ・治療による軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具を必要とする者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者	ストーマ装具に代えて使うもの	12,000	—
収尿器	・身体障害者又は難病患者で、排尿障害（特に失禁がある場合）により収尿器を必要とする者	採尿器と尿を溜める袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	8,800	1

<住宅改修費>

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
居宅生活動作補助用具	原則学齢児以上で次のいずれかに該当する者 ・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級 3 級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上の者） ・難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能に障害のある者）	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ※ただし、改修工事の範囲は、次のとおりとする。 (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000	原則 1 回限り